## 酒類の品質管理等に関するチェック表

1 — 1	清酒と合成清酒、	連続式蒸留しょう	うちゅうと	単式蒸留し	<i>。</i> ょうちゅう、	ビールと発
泡酒と	第三のビール、ウ	イスキーとブラン	ノデー等の:	違いについ	て説明できま	ぎすか。

概ね説明できる 5	少しは説明できる	3	あまり説明できない	0
-----------	----------	---	-----------	---

1-2 清酒の特定名称酒(吟醸、純米、本醸造)の違いを説明できますか。

概ね説明できる	少しは説明できる	3 あまり説明できない	0
---------	----------	-------------	---

1-3 例えば清酒やしょうちゅう等について、来店者から商品選択の助言を求められたときに主な銘柄について違いの説明ができますか。

概ね説明できる	5	少しは説明できる	3	あまり説明できない	0
---------	---	----------	---	-----------	---

1-4 「1-1」から「1-3」のいずれかで「少しは説明できる」又は「あまり説明できない」という方に伺います。今後説明できるようになりたいと思いますか。

説明できるようにな	1	説明できるようにな	0
りたい		りたいとは思わない	

2 酒類の陳列・保管に際して、日光が当らないように配慮していますか。

常に配慮している	5	一部は配慮している	3	配慮していない	0
----------	---	-----------	---	---------	---

3-1 酒類の陳列・保管に際して、冷蔵、定温、常温などの配慮を商品別にしていますか。(定温とは、常時(24時間)一定温度で管理されている店舗(室)内に陳列されていることです。)

配慮している	3	全く配慮していない	0
--------	---	-----------	---

3-2-1 「3-1」で「配慮している」方に伺います、具体的に、「清酒の大吟醸酒、 生(貯蔵)酒」を冷蔵陳列ケースや冷蔵庫に陳列・保管していますか。

全商品につい	3	一部商品につい	2	店頭又は倉庫の	1	全くし	0
て入荷時から		ては入荷時から		いずれかしか冷		ていな	
販売まで冷蔵		販売まで冷蔵し		蔵していない		い	
している		ている					

3-2-2 「3-1」で「配慮している」方に伺います、具体的に、「ワイン」を定温で 陳列・保管するなど温度管理を行っていますか。

全商品につい	3	一部商品につい	2	店頭又は倉庫の	1	全くし	0
て入荷時から		ては入荷時から		いずれかしか温		ていな	
温度管理して		温度管理してい		度管理していな		い	
いる		る		い			

3-2-3 「3-1」で「配慮している」方に伺います。陳列・保存方法が明らかでない商品については、仕入先等に確認していますか。

不明な場合は常に確	2	一部は確認している	1	確認していない	0
認している					

3 - 2 - 4	「3-1」で	「配慮している」	方に伺います。	得意先の料飲品	<b>ちに対して、酒</b>
類提供まで	の保管方法、	お燗器やビールサ	ーバーなどの律	f生管理などにつ	ついて助言して
いますか。					

常に助言している	2	一部は助言している	1	助言していない(料飲	0
				店の得意先はない)	

3-2-5 「3-1」で「配慮している」方に伺います。知識が不足していると思われ る消費者に販売する際には、酒類の保管方法や飲用方法について助言していますか。

常に助言している	2	一部は助言している	1	助言していない	0

3-3 「3-1」で「配慮していない」方に伺います。今後は冷蔵、定温、常温などの 配慮を商品別にしていきますか。

全商品について配慮	2	一部商品については	1	配慮するつもりはな	0	
したい		配慮したい		い		

4 陳列・保管している商品について、製造年月や仕入年月などをチェックしていますか。

1か月に1度以上は	5	年に何回かはチェッ	3	ほとんどチェックし	0
定期的にチェックし		クしている		ていない	
ている					

5 最後に酒類の販売管理について伺います。酒税法の記帳義務や酒類業組合法の表示義 務などの酒類販売に関連する法令を遵守していますか。

すべて遵守している 10		遵守していない事項	0
		が一部ある	

総	合	得	点	
作	Į.	芃	П	
酒則	反店 の	り所を	E地	
酒販店の名称			称	
酒類	販売	管理す	者名	

## く作成者>



独立行政法人

## 酒類総合研究所 http://www.nrib.go.jp/

日本で唯一のお酒に関する国の研究機関です

本票に関する問合せ先:情報技術支援部門082-420-0840

(参考) このチェック表は、次のウエッブサイト掲載しています。 http://www.nrib.go.jp/